

J R 東海労働組合関西地「申」第14号
2018年11月8日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松寄 道洋殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑野 浩孝

「新幹線車両部品の落下」に関する申し入れ

会社は、10月30日、東海道新幹線「N700系」の車両で部品1個（縦約9センチ、横約13センチ、厚さ約5センチ、重さ約1・8キロ）がなくなっている事象が発生したと発表した。

マスコミ報道によると、走行中に落下した可能性もあるとみて線路などを捜している。けが人はない。車両の安全性や運行に影響はなかったとのことであるが、欠落していたのは、各車輪の上部に金具で固定して装着されている車輪表面についての汚れを落とすための「研磨子」であることが分かった。

今回、報道されている「研磨子」の部品落下の該当車両は、大阪仕業車両所の仕業検査中にX46編成（15号車、No.6）の研磨子であることが判明している。

「研磨子」は、正常なブレーキ力を確保する為に必要なものであり、会社が言うように車両の安全性や運行に影響がなかったとは言えない。

組合は、この間の会社の効率化による問題が多く発生している中、新幹線の乗客・乗務員の安全を守るために、事故の原因究明が必要であると考えます。

よって以下のように申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 今回、「研磨子」部品が落下し紛失した経過及び原因を具体的に明らかにすること。
2. 今回、「研磨子」部品の落下に伴う床下機器への影響を明らかにすること。
3. 落下した「研磨子」は、発見できたのか明らかにすること。また、発見出来たとするなら落下場所等詳細に明らかにすること。
4. X46編成の運行履歴を明らかにすること。
5. 今回の「研磨子」の部品落下は、安全問題に関わる重大な事象である。今後このような事故は発生したときは、速やかに労働組合に報告すること。

以上